ご契約にあたって

1 ご契約できる団体



- (1) 労働組合およびその連合会
- (2) 生活協同組合およびその連合会
- (3) 労働金庫およびその連合会
- (4) 中小企業勤労者福祉サービスセンター・勤労者共済会・勤労者互助会
- (5) 全労済協会が(1)~(4) に準ずると認めた団体

2 ご契約できるお車



●所有者

労働組合・生活協同組合・労働金庫およびこれらの連合会、中小企業勤労者福祉 サービスセンターなどの団体が所有し、業務に使用する自動車(営業用自動車を 除く)がご契約いただけます。

なお、所有については、ローン返済中でディーラー名義になっている場合や、 リース業者から1年以上を期間として借り入れている場合も、所有しているとみな します。

●用途および車種

- ①自家用普通乗用車 ②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車
- ④自家用普通貨物車 ⑤自家用小型貨物車
- ⑥自家用軽四輪貨物車 ⑦自家用二輪自動車 ⑧原動機付自転車
- 9 自家用バス ⑩特種用途自動車

<ご注意>

有償で人や貨物を運送する自動車、ダンプカー、不法改造車は、ご契約できません。

3 全年齢補償



運転者の年齢を問わず補償します。

4 記名被保険者について



契約申込書の記名被保険者欄には、被保険自動車を実質的に使用または管理される団体の記載をお願いします。

5 保険期間



保険期間は、申込日以降ご指定する日(保険始期)から1年となります。 保険始期が月の1日でない場合、保険終期は応当日の属する月の末日となります。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた傷害または損害に対しては保険金をお支払いできません。 ※運転している本人

	対人賠償	対物賠償	自損事故	搭乗者傷害
酒酔い運転、無免許運転、麻薬運転など			×*	×*
台風、洪水または高潮	×	×		
戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、地震もしくは噴火またはこれらによる津波、核燃料物質に起因する汚染および事故、競技、曲技、試運転中の事故	×	×	×	×

×=保険金をお支払いできないことを示します。

無保険車傷害は上記事由の場合、保険金をお支払いできません。

ご契約までの流れ

車検証のコピーまたは現在ご契約の保険 証券を全労済協会へご提出ください。

FAX 03-5351-0421 TEL 03-5333-5128

見積書を作成し、ご案内します。 内容をご確認のうえ、契約コースを お選びください。

契約申込書等を送付します。 必要事項をご記入、団体印を押印し、 ご返送ください。

保険契約証券と振込依頼書や 口座振替のお知らせを送付します。

保険料は補償開始後の後払いです。

振込依頼書の場合、保険始期の翌月末日が 払込期日です。

□座振替の場合、保険始期の翌月27日(金融機関休業の場合は翌営業日)が振替日です。

もしも事故を起こしたら・・・

事故受付センター

0120-5577-91 24時間365日事故受付

<ご注意>

独断での示談交渉はしないでください。相手方と示談される場合 には、事前に全労済協会の承認を得ることが必要です。承認を得 ない場合、保険金をお支払いできないことがあります。

■ ここに掲載されている内容は、ユニカーの概要を説明したものです。ご契約の際は、「重要事項説明書」を必ずご覧ください。「重要事項説明書」・「約款」は HP からご確認いただけます。



ユニカー HPはこちら

全労済協会は、勤労者の生活・福祉に関するシンポジウム等の開催および各種調査研究を行う「シンクタンク事業」と、勤労者相互の連帯と相互扶助による「相互扶助事業」を両輪とし、勤労者福祉の向上を目指した事業活動を総合的に展開することで、豊かな福祉社会づくりに貢献していきます。



(財)全国勤労者福祉·共済振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

電話 03-5333-5128(共済保険部直通) FAX 03-5351-0421 https://www.zenrosaikyokai.or.jp/

21.09.TK



全労済協会

ユニカー

法人自動車共済保険

リーズナブルな保険料で、シンプルな補償内容 安心の全労済協会(こくみん共済 coop グループ)にご相談ください



ユニカー<法人自動車共済保険>

■ 契約コースと補償内容

補償種目は5種目をセット。4つの契約コースからお選びください。

補償種目	契約コース										
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	1	2	3	4							
対人賠償責任保険	無制限	無制限	無制限	1億円							
対物賠償責任保険	無制限(免責金額0円)	1,000万円(免責金額0円)	1,000万円 (免責金額 3万円)	300万円(免責金額3万円)							
自損事故保険	1,750万円	1,750万円	1,750万円	1,750万円							
無保険車傷害保険	2億円	2億円	2億円	1億円							
搭乗者傷害保険	1,000万円	1,000万円	1,000万円	300万円							

※自家用二輪自動車(125cc超)および原動機付自転車(125cc以下)には、搭乗者傷害保険の補償は付帯されません。

■ ユニカーには、人身傷害保険、車両保険、ロードサービスはありません。

■ 等級別料率制度

~ 等級別料率制度で、無事故割引のメリットをご利用いただけます ~

等級別料率制度とは、無事故のご契約と事故を起こしたご契約との保険料負担の公平化をはかる ための制度で、とくに長年無事故のご契約の保険料負担を軽減しようという制度です。

ユニカーでは、次のとおり1-5等級~22等級までの等級区分を設定しています。



等級と割増・割引率

等級	1-5	1-4	1-3	1-2	1-1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
割増・割引率(%)	120	110	100	90	80	70	60	40	20	0	16	27	38	40	45	50	52	55	58	60	62	62	62	64	64	64
割 増 🗡 なし							割引入																			

1. 初めてご契約される場合の等級

・初めてのご契約

初めてご契約される場合(事故のない新規契約)は、6等級の割増・割引のない保険料が適用されます。

・2台目以降のお車で新たにご契約をされる場合の等級(複数所有新規契約)

すでにご契約されているお車があり、その適用等級が11等級以上の場合、新たにご契約される2台目以降のお車は、一定の条件を満たせば7等級が適用されます。

2. ご契約を更新される場合の等級

- ・ご契約後、1年間無事故の場合は、翌年のご契約の等級が1等級アップします。
- ・保険金をお支払いする事故があった場合には、事故1件について3等級ダウンします。

(例)

6等級が適用されている新規契約の場合、ご契約後1年間無事故の時は翌年度の更新契約は7等級の保険料となりますが、保険金をお支払する事故1件を起こしますと3等級の保険料となります。

3. 他社の自動車保険(共済)の等級も継承できます

- ・他の自動車保険(共済)に契約していて無事故割引等の適用を受けている場合、その保険(共済)の保険(共済)証券写しをご提出いただければ、 その適用等級を継承することができます。なお、お客様ご自身で、現在のご契約の解約手続きを行う必要があります。
- ・ご契約していた保険(共済)で保険(共済)金の支払いを受けていた場合には、保険(共済)金の事故1件について3等級減じた等級を適用いたします。
- ・他の自動車保険 (共済) から引き継ぐときは、遅くともその保険 (共済) 契約の満期日までにご契約の手続きを行ってください。

■ 50台以上のご契約がある場合の割引

- ・優良割引:一定の期間で損害率が良好な(事故が少ない)ご契約者に割引が適用されます。
- ・全車両一括契約特約:全車両を1保険証券とし、保険期間を統一することで5%の割引が適用されます。

■ 補償内容(お支払いする保険金)

補償種目	お支払いする場合	お支払いする保険金	被保険者となる人
対人賠償責任保険	他人を死傷させたとき ご契約のお車で、歩行者や相手車両に乗っていた人などを 死傷させたとき、その損害賠償金額のうち自賠責保険(共 済)を超える部分について保険金をお支払いします。	被害者1名につき保険金額を限度とし、法律上の損害賠償責任の額をお支払いします。 この他、費用として、次の額をお支払いします。 (1)刑事訴訟弁護費用:50万円以内の実費 ※死亡事故により刑事事件として起訴された場合 (2)対人臨時費用 死亡の場合:15万円 3日以上の入院の場合:3万円 (3)調停や裁判の費用 ※全労済協会の書面による同意を得て行った場合に限ります。	【対人・対物共通】 ・記名被保険者 ・記名被保険者の 承諾を得保でご自動 車を使用また 管理中の方。 ・記名被保険者の 使用者
対物賠償責任保険	他人の物を壊したとき ご契約のお車で、他の車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与えたとき、その損害賠償金額をお支払いします。	1事故につき保険金額を限度として、法律上の損害賠償責任の額をお支払いします(免責金額3万円のご契約については賠償金額のうち3万円までは自己負担となります)。この他、費用として、次の額をお支払いします。 ・調停や裁判の費用 ※全労済協会の書面による同意を得て行った場合に限ります。	
自損事故保険	単独で運転者などが死傷したとき ご契約のお車を運転中の方などが、単独事故で死傷された とき保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険(共済) の対象とならない場合に限られます。	被保険者1名につき、保険金額を限度として、次の額をお支払いします。 (1)死亡保険金:1,750万円 (2)後遺障害保険金:程度により60万円~2,200万円 (3)介護費用保険金:200万円 ※重い後遺障害で介護を要すると認められた場合 (4)医療保険金 入院:(日額)6,000円 通院:(日額)4,000円 ※入院日数、または通院・往診により医師等の治療を受けた日数で200日を限度 (5)診断書費用:被保険者1名につき5,000円	被保険自動車の保有者、運転者または被保険自動車の正規の乗車用構造装置のある場所に搭乗中の方
無保険車傷害保険	無保険車などとの事故で死傷したとき ご契約のお車を運転中または搭乗中に自動車保険(共済)を 契約していない車により死亡または後遺障害を被った場合 で、相手から充分な賠償を受けられないとき、保険金をお 支払いします。	1事故につき保険金額を限度としてお支払いします。	被保険自動車の正 規の乗車用構造装 置のある場所に搭 乗中の方
搭乗者傷害保険	搭乗中の方が死傷したとき ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故によって死傷した とき、保険金をお支払いします。ただし、自家用二輪自動 車 (125 cc起) および原動機付自転車 (125 cc以下) には、こ の補償は付帯されません。	被保険者1名につき保険金額を限度として、次の額をお支払いします。 (1)死亡保険金(200日以内の死亡):保険金額 (2)後遺障害保険金:程度により12万円~1,000万円 (3)介護費用保険金(後遺障害等級第1級などの重い後遺障害の場合):165万円~700万円 (4)医療保険金入院:(日額)4,500円 通院:(日額)3,000円 ※入院日数、または通院・往診により医師等の治療を受けた日数で200日を限度 (5)診断書費用:被保険者1名につき5,000円	被保険自動車の正規の乗車用構造装置のある場所に搭乗中の方